

令和 5 年 4 月 吉日

厚生労働省  
老健局長 大西 証史 様

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協会  
理事長 森



令和 6 年度介護報酬改定における定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
及び夜間対応型訪問介護についての要望

地域密着型サービスの 1 つである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」は、地域包括ケアモデルの確立において不可欠なサービスであります。制度の複雑性や運営難易度の高さから、事業所の増加は限定的になっております。

そこで、上記サービスの普及促進をはかるため、令和 6 年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめいたしました。

今後、介護給付費分科会等において具体的な議論を進めていくこととなりますが、見直し項目の論点として取り上げていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 新しい複合型サービス

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、定期訪問サービスや随時対応サービス等を通じて、利用者の在宅生活を 24 時間 365 日支えることができる訪問系サービスですが、「通所介護」と組み合わせてサービス提供することで、両サービスの特性が活かされ、利用者を地域でさらに手厚く支えることができます。

しかしながら、上記サービスを併用するにあたり、支給限度額があるため「通所介護」の利用回数に制限が発生し、結果として「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用が進まないという実態があります。

そこで、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「通所介護」を組み合わせた複合型サービスを新たに設けることで、上記の要因を取り除き、地域包括ケアモデルの確立を推進したいと考えています。

2. 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」の統合

現在、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」の統合が社会保障審議会介護保険部会等で検討されておりますが、両サービスの統合にあたっては、両サービスの利用者・事業者に不便が生じないよう、十分に配慮してご検討願います。

### 3. 自立支援・重度化防止・認知症ケアの取組の推進等

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」について、以下を検討願います。

- (1) LIFE の推進、科学的介護推進体制加算の創設を含めた対応。
- (2) 認知症ケア専門加算の算定要件の緩和、及び認知症対応への評価拡充。
- (3) 退院時共同指導加算やターミナルケア加算の算定可。
- (4) 通所介護や短期入所利用時の減算の見直し（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）。

### 4. 通信環境の変化への対応

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」には、随時対応サービスがあり、事業者は何かしらの通信機器・手段を擁し、利用者に通信機器の貸し出し等を行い、24 時間 365 日通報に対応できる体制を整えています。

しかしながら、昨今の通信環境の変化は著しく、通信事業者の都合で従来の通信機器・手段が廃止・変更になる場合がございます。

その際、事業者は新たな投資を行い、通信機器・手段を用意する必要がありますが、原材料高騰等の影響もあり、費用の工面に苦慮しております。

つきましては、ご利用者が継続して同等のサービス提供を受ける事ができるよう、通信事業者の都合で通信機器・手段が廃止・変更になる場合には、サービス提供事業者に対して、新たな通信機器・手段を用意する補助等の支援を望みます。

### 5. 保険者やケアマネジャーの理解

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」の普及促進には、保険者やケアマネジャーの同サービスに対する理解が必要不可欠です。

しかしながら、老人保健健康増進事業等のアンケート調査結果では、同サービスへの理解・関心が薄い保険者やケアマネジャーがいまだ多くいることが示唆されています。

貴省には諸々ご対応いただいておりますが、両サービスにおいて引き続きご支援賜れると幸いに存じます。

以上